

平成22年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

平成22年5月10日（月曜日）午前9時03分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 第26号議案 幸田町税条例の一部改正について
第27号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第28号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
追加日程 議会運営委員会委員、議会広報特別委員会委員及び総合開発特別委員会委員の辞任許可について
追加日程 常任委員会委員の所属変更の件
追加日程 議会運営委員会委員選任の件
追加日程 特別委員会委員選任の件
追加日程 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員2名の補欠選挙の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1番 酒向弘康君 | 2番 大嶽弘君 | 3番 池田久男君 |
| 4番 水野千代子君 | 6番 足立嘉之君 | 7番 鈴木博司君 |
| 8番 杉浦務君 | 9番 鈴木修一君 | 11番 大須賀好夫君 |
| 12番 内田等君 | 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 |
| 15番 夏目一成君 | 16番 鈴木三津男君 | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 近藤徳光君 総務部長 新家道雄君
健康福祉部長 伊澤伸一君 税務課長 伊藤光幸
住民課長 大竹広行

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君 主幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

日増しに新緑も深まり、1年で最もさわやかな季節となりました。議員各位には何か

と御多用のところ、早朝より御出席をいただき、ありがとうございます。

ここで、お諮りいたします。

本日、東海愛知新聞社より議場内の写真撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、東海愛知新聞社による議場内の写真撮影は許可することに決定いたしました。本臨時会に提出された議案は、幸田町税条例の一部改正についてを初め3件であります。

慎重なる御審議をお願いいたします。

臨時会招集に当たり、町長のあいさつをお願いします。

町長。

[町長 近藤徳光君 登壇]

○町長(近藤徳光君) 皆さん、おはようございます。

新緑が映える5月に入り、風薫るさわやかな季節になってまいりました。

本日、ここに平成22年第1回幸田町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様方には、公私とも大変御多用のところ、しかも早朝より御参集をいただき、誠にありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政の発展、住民福祉の向上のため御尽力をいただいております、また行政運営各般にわたり何かと御指導・御支援を賜っており、改めて心から厚く感謝・お礼申し上げます。

さて、今臨時会に提案をさせていただきます議案は、幸田町税条例の一部改正を初めとする単行議案3件でございます。

議案の詳細につきましては、後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお祈りを申し上げます。

また、本臨時会は、議会運営の基本となる役員人事もあるわけですが、まずもってこの新体制が円滑に整うことを希望するものであります。

以上、開会に当たってのごあいさつといたします。

[町長 近藤徳光君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) ここで、総務部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 新家道雄君 登壇]

○総務部長(新家道雄君) 議長のお許しをいただきまして、発言をさせていただきます。

お手元に、第26号議案に関する資料要求が去る5月6日議会運営委員会でも出されましたので、本日、お手元に配付をさせていただきましたので、よろしくお祈りをいたします。

[総務部長 新家道雄君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しております。

すので、平成22年第1回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時03分

○議長（鈴木三津男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長（鈴木三津男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、去る4月30日、10番 黒柳広治君から一身上の都合により議員の辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、4月30日付で許可しましたので、報告いたします。

次に、幸田町議会議員受託収賄罪事件に関する議長声明を申し上げます。

去る平成22年4月9日、黒柳広治前議員が収賄容疑で逮捕され、同年4月30日には起訴されるという、大変な事態となりました。

本町議会議員の中からこのような重大な汚職事件で逮捕・起訴されましたことは、町民の議会に対する信頼や期待を裏切るものであり、かつ町民への背信行為となるものであります。

本町議会は今回の事件を厳粛に受けとめ、町民の皆様に心からお詫び申し上げるとともに、深く遺憾の意を表明するものであります。

我々議会議員は、町民の代表者として常に町民全体の利益を考え、幸田町の発展に寄与する奉仕者でなければなりません。

今回の事件を契機として、係る不祥事の根絶を期するとともに、真に町民の信頼にこたえるべく、議員一同全力を尽くすことを表明し、議長声明といたします。

日程第4

○議長（鈴木三津男君） 日程第4、第26号議案から第28号議案までの3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 近藤徳光君 登壇]

○町長（近藤徳光君） それでは、第26号議案から第28号議案までの3件、順次、説明を申し上げたいと存じます。

議案書1ページをお開きをいただきたいと存じます。

幸田町税条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからであります。

2ページをお開きください。

改正の内容といたしましては、第21条、第30条は、引用条項の整理であります。

第34条の3の2及び第34条の3の3においては、個人の町民税の扶養親族申告書に関する規定で、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族について、氏名等の情報を把握するための根拠を、給与所得者、公的年金受給者それぞれに規定をするものであります。

第42条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に関する規定で、公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、年金分を給与から特別徴収をすることを規定するものであります。

第43条、第45条及び第47条は、引用条項の整理であります。

4ページをお開きをください。

第51条においては、固定資産税の納税義務者等に関する規定で、地方自治法の改正による「地方開発事業団」の廃止及び引用条項の整理であります。

第87条は、旧3級品以外のたばこ税の税率を、1,000本につき4,618円に改めることを規定をするものであります。

附則第16条の2は、旧3級品のたばこ税の税率を1,000本につき2,190円に改めることを規定をするものであります。

附則第19条の3は、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例を規定するもので、非課税口座内の上場株式等の譲渡による譲渡所得とそれ以外の株式等の譲渡による譲渡所得等の金額を区分をして計算をすることを規定するものであります。

附則第20条の4、附則第20条の5は、引用法令名の改正による整理であります。

附則第2条では、町民税に関する経過措置を規定をするもので、新条例の適用に関する経過措置を規定をするものであります。

附則第3条では、固定資産税に関する経過措置を規定をするもので、新条例の規定を平成22年度以降の固定資産税に適用をすることを規定をするものであります。

附則第4条では、たばこ税に関する経過措置を規定をするもので、平成22年10月1日前に製造者等から小売販売業者への売り渡しが行われたもので、10月1日現在の小売販売業者の在庫品に対する改正分のたばこ税の徴収について規定をするものであります。

そのほかにつきましては、地方税法の一部改正に伴う引用条項の整理並びに用語の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。それぞれの規定について別に施行期日を定めているものであります。

なお、議案関係資料につきましては、1ページから16ページであります。御参照をいただきたいと存じます。

次に、第27号議案について説明をさせていただきます。

幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

9ページをお開きをいただきたいと存じます。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

10ページをお開きください。

改正の内容につきましては、附則第12項におきまして、都市計画税の課税標準を規定をする規定の特例を設ける規定で、引用条項の整理を行うものであります。

附則につきましては、施行期日を公布の日から施行するものであります。

なお、議案関係資料につきましては、17ページから18ページでございます。御参照をいただきたいと存じます。

次に、第28号議案について説明をさせていただきます。

11ページをお開きをいただきたいと存じます。

幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるからであります。

12ページをお開きをいただきたいと存じます。

改正の内容といたしましては、第21条各号について、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、字句及び引用条項の整理をいたしたものであります。

第21条の後には、「第21条の2」を追加をするものであります。

その内容といたしましては、非自発的失業者である特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるもので、国民健康保険の被保険者が特例対象被保険者等である場合、本条例中の第3条の所得割額の算定及び第21条の国民健康保険税の減額の規定の適用については、給与所得金額を「100分の30に相当する金額」とするものであります。

第22条の後には、「第22条の2」を追加をするものであります。

内容といたしましては、第21条の2で規定をした特例対象被保険者等に係る申告書

の提出する場合には、特例対象被保険者等であることの証明を提示しなければならないとするものであります。

附則第2号、附則第13項、附則第14項の改正は、地方税法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴い字句の整理をいたしたものであります。

附則におきましては、附則第1項は、公布の日から施行であります。附則第13項及び附則第14項の改正規定につきましては、法律の施行日と同じ平成22年6月1日から施行するものとし、その他の改正部分は公布の日から施行をするものであります。

附則第2項では、国民健康保険税については、平成22年度以降の年度分について適用するものであります。

なお、議案関係資料につきましては、19ページから23ページでございますので、御参照をいただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決・承認を賜りますようお願いを申し上げて、説明にかえさせていただきます。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「きょう提出された資料の説明はないのですか」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 通常、要求資料につきましては、説明をしていないわけでございますので、本日につきましては、説明をするということかどうか、ちょっとよくわかりませんが。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議事運営ということで、どうも総務部長が腰が切れんようではありますが、一つは、本日提出された資料についての説明責任を果たしていただきたいということが趣旨であります。

したがって、総務部長が私の所管じゃないと、包括部長であるけれども、担当課長じゃないということが要因であるように見受けるので、私は担当課長からこの提出資料についての説明を求めると、そういう形で運営をしていただきたいことを議長に求めるものであります。

○議長（鈴木三津男君） 税務課長。

〔税務課長 伊藤光幸君 登壇〕

○税務課長（伊藤光幸君） それでは、本日お配りした資料の概要について、簡単に御説明申し上げます。

まず1ページでございますが、これにつきましては、扶養控除等の廃止のイメージ図ということでございます。

この扶養控除の廃止につきましては、地方税法の改正の中で廃止をされております。

廃止の内容でございますが、一般の扶養控除、16歳未満でございます。この16歳未満の扶養控除、これにつきましては、子ども手当の対象となるということで、廃止でございます。これにつきましては、33万円が1人当たりの扶養控除の額でございますが、これが住民税につきましては、24年度の町民税から廃止でございます。

同じく、廃止となりますものが、特定扶養控除の上乗せ分の廃止でございます。これにつきましては、高校無償化の対象となるということで、廃止ということになっております。この12万円分が廃止となります。これにつきましても、24年度の住民税から廃止でございます。

続きまして、次のページでございます。これにつきましては、65歳未満の方の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法が変わるというものでございます。これにつきましては、平成20年度分までにつきましては、一番左にお示ししてあるように、給与所得分、その他の所得ということで、年金所得を含んで、その他の所得があった方、65歳未満の方につきましては、給与から特別徴収で徴収させていただいておりましたが、これが21年度、年金特徴開始後につきましては、その年金所得分が普通徴収でないと徴収できないということになりましたので、非常に納税者の方に御迷惑をおかけしたというような状況でございますので、これを改めるということで、22年6月の徴収分からでございますが、これをもとに戻す、年金分も給与の方から特別徴収に戻すというような内容でございます。

それと、その次のページでございますが、非課税口座内、少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設でございます。

これにつきましては、貯蓄から投資というような流れの中で行われるものでございます。

非課税対象、非課税口座内の少額上場株式等の配当と譲渡でございますが、これにつきましては、毎年、新規投資額で100万円が限度でございますが、24年から3年分、それぞれ100万円ずつの新規投資が行われまして、その譲渡及び配当につきましては、その後、10年間につきましては、非課税というような扱いとなるわけでございます。

その他、細かい内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔税務課長 伊藤光幸君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） これより質疑を行います。

質疑の方法は、1議題につき3回、15分以内でありますので、よろしくお願いたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第26号議案について、質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、扶養控除の廃止についてでありますけれども、これは民主党がマニフェストとしてきた分についてでありますけれども、その中で、もともと民主党のマニフェストでは、所得税については廃止をしようと言っていましたけれども、住民税については一言も触れていないと。ところが、今度の税条例の改正について言えば、住民税にまでこの扶養控除の廃止というものの負担がかかってくるということでありまして、しかもそれが子ども手当と、それから今説明がありましたように、高校の無償化、これにかかわっての子育て世帯への大きな負担増となるものであるというようなことになるわけでありまして。

そこでお聞きをしたいわけでありまして、16歳未満の年少扶養控除、これについて、幸田町の場合、対象者は何人かということと、それからこの影響額についてお答えがいただきたい。

次に、特定扶養控除の上乗せ部分については、16歳から18歳までということですが、この対象人数と影響額、それぞれお答えがいただきたいというふうに思います。

それから、この扶養控除の廃止によって新たな負担増が生まれるというふうに考えられるわけでありまして、この新たな負担増を伴うのはどういった項目が上げられるのかということでありまして。それについてもあわせてお答えがいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 税務課長。

○税務課長（伊藤光幸君） それでは、まず16歳未満の年少扶養控除の対象人数でございますが、幸田町、約3,800名を見込んでおります。

金額につきましては、町県民税といたしましては約1億2,500万円の負担増でございますが、このうち町税につきましては6%でございますので、6%の県民税が4%でございますので、その割合で掛けますと、町税だけでは7,500万円の増額、増収というふうに見込んでおります。

それと、特定扶養控除、16歳以上19歳未満でございますが、この人数につきましては、約1,000名を見込んでおります。この金額につきましては、町県民税合わせて1,200万円で、うち町税分は720万円を見込んでおります。

それと、これが廃止されることによって影響を受けるものということですが、これにつきましては、所得控除が廃止されるということですが、課税所得金額を基準に料金等を設定しているもの、また税額を基準に料金等を設定しているものが影響を受けますので、詳しい内容につきましては税務課サイドでは把握はしていませんが、福祉の制度等で影響を受けるものがあると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） およそ幸田町におきましては、4,800人の対象者ということで、それから町県民税合わせて1億3,700万の子育て世帯に係る負担増が求められることになるというものであります。

としますと、この子ども手当というのは、ことしから月額1万3,000円が1年度

負担上限額が下がってしまう、あるいは生計困難者に対する利用者負担の軽減制度がなくなってしまうとか、在宅介護手当がもらえなくなるとか、介護保険の利用者負担の軽減措置が受けられなくなる、そういう方々が出てくる可能性がございます。

さらに、課税総所得で規定をしておりますのが、在宅重度障害者手当でございます。こちらにつきましても、課税所得が所得控除が廃止されますので上がる可能性がございますので、こちらについても受けられなくなる方がお見えかと思えます。ただ、人数ですとか、そういうものについては、調べておりません。

また、今までの保育料等の例でございますけれども、過去にも扶養控除等の改正等がありましたときには、徴収基準額表等が後から改められてきております。これらへの影響が24年度からでございますので、それらの状況を見て対応していきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 税務課長。

○税務課長（伊藤光幸君） 2番目の御質問でございます。非課税口座内の株式譲渡等の非課税措置の適用でございますが、これにつきましては、平成21年から23年、この3年間、特例といたしまして、従来、譲渡及び配当につきましては、税率が20%であったものが10%ということで特例を設けられているわけでございますが、これが23年に切れますので、これの代替的な意味がございまして、この制度を設けておるわけでございます。

金額につきましても、100万円という額を限定で設けておりますので、決して高額所得者への優遇ということにはならないと考えております。

それと、幸田町への影響がどのぐらいかということでございますが、これにつきましては把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この扶養控除の廃止によって痛みを伴ってくるのは、さまざまな福祉施策に影響があるということが今の答弁の中からも明らかになったわけですが、その細部に当たっては、またこれからのことに具体的にはあらわれてくるというふうに思いますが、またそれはこれからの内容にしたいと思えます。

まずは、とりあえずは子育て世帯に一番かかわりのあるのが保育料と、そういうことへ子ども手当を新設をする、その財源として扶養控除を廃止をし、子育て世帯へ新たに負担増を求めると。まさに、あめとむちで、こうした民主党のマニフェストの公約違反というものがだんだんと明らかになってくるものになってきたのではないかというふうに思うわけでありませう。

それから、今度、高額所得者ではないと言われましたけれども、確かにこの1年間で100万円、そして3年間で300万という上限を設けながら、なおかつ今度は10年間で、譲渡した場合、非課税にするよと、こういうことでもありますけれども、これはまさに住民に甘い夢を見させて、そしてこうしたギャンブル化的なものに誘い込もうという、こういうことにもつながりかねない内容になっているのではないかというふうに懸念するわけでありまして、こうした税制ではなく、やはり住民が願っているのは、本当

にささやかな貯蓄へもこうした非課税を設けてくる、こういうような内容が求められるのではなかろうかというふうに思うわけであります。そうした点からは、やはりこの内容についてはとても賛成できないというものであります。

また、幸田町へのどういう影響が出るかということについては、具体的にはわかりませんということでありまして、やはりこうした今の大資本家や高額所得者への優遇税制を設ける一方で、庶民には負担増を求めるといふ、こうした内容には何ら変わりがないということではないかというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 税務課長。

○税務課長（伊藤光幸君） 高額所得者への優遇ということをおっしゃるわけですが、100万円という限度額を設けて、所得の少ない方につきましても、100万円までは投資をしていただいて、その金額の範囲であれば非課税ということですので、決して高額所得者の方への優遇と考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山君の質疑が終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時49分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 冒頭に町長に申し上げますが、町長、今回の臨時会に提出をされた3件については、定例会とは違いまして、事前の議案説明会を開いておらんですよね。その議案の説明会でも、朗読をもって報告となすと、説明となすと、こういう手抜きだ。だけれども、それさえもやられておらんで、いきなりの本会議において議案の説明ということですよ。そうしたときに、こういう言い方は失礼かもしれませんが、町長といえども、オールマイティーじゃないですよ。そして、出された資料もありますよ。そうしたときに、町長が提出者ですから、議案の説明をされるのは当然であります。しかし、その足らずまいについては、担当部課長をして説明をさせますと、私はそのぐらいの配慮と度量があつてしかるべきではないですかと、こういうことを申し上げて、本題に入ります。

資料にもございますように、提出資料の1ページに、扶養控除等の廃止イメージ図、こういうのがございます。それで、左から2番目が特定扶養控除の廃止ということで、その下に高校無償化の対象になりますよと、こういう注釈がございまして。そうしますと、この特定扶養控除の廃止の対象者、こういう人たちは16歳から22歳、これが対象になっておりますよね。

そうすると、この対象も含めて、高校に行っていない、在学も修了もしていない親族に扶養されている人たちもお見えになりますよね。そうすると、この廃止に伴う増税というのは、どういうふうに影響が出てくるのかと、こういう点についてきちっと答弁を求めたいというのが第1点目であります。

第2点目は、いわゆる貯蓄から投資へと、こういう形で1年間100万円で、3年間合わせて300万円、非課税口座を設ければ、口座を設けた分については、3年間で300万円、そして10年間非課税措置をしますよと、こういうことなんですよ。

そうしたときに、なぜこうした小口の投資口座が設けられてきたのかと。それは、まさに今、大企業優遇と、お金持ち大優遇と、こういう批判を交わすために小口のこういう口座を設けたよと、こういう形で、片一方では、貯蓄から投資へと、こういうかけ声であります。しかし、これはなかなか伸びない。なぜ伸びないのかと、そこらへの要因の分析はどうされておりますか。

これは、いろんなことを今までざっと言われても、つまり庶民が虎の子の貯蓄を投資に回しているというのは極めて少ない。少ない中で、今度は呼び水的に口座を設けても、恐らくなびいてこないであろうと。こういう中で、どこに要因があると担当のほうはお考えなのか、答弁がいただきたい。

それから、たばこ消費税、いわゆるたばこの値上げがあります。1箱20本入りが押しなべて100円、率にしますと約40%と、こういう増税が10月1日から実施をされます。この100円というのは、約40%アップに相当しますよね。10年度の町の予算でいきますと、たばこ消費税は2億3,000万円余り、ちょうど半年目になるんですよ、4月から来年の3月という1年間のサイクルでいきますと、後半期、下半期に入ってくる6カ月と。40%アップであれば、相当額が見込められます。増税による町の税収はどういう見込みを立てておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 税務課長。

○税務課長（伊藤光幸君） まず、第1点目の特定扶養控除の御質問でございますが、特定扶養控除、16歳以上19歳未満でございますが、この方につきましては、上乘せ分が廃止ということでございます。

ただし、一般扶養で残るわけでございますが、一般扶養につきましては、高校入学は関係ございません。年齢で、16歳以上19歳未満につきましては、年齢で区切りまして、所得がない方につきましては、これは扶養控除の一般の対象となります。

また、19歳以上23歳未満の方につきましても、これにつきましても、これは特定扶養控除は残るわけでございますが、これにつきましても年齢でございます。年齢で区切りまして、所得がない、扶養されておるということでございますので、その方につきましては、特定扶養控除の対象となることになっております。

2点目の御質問でございます。こういう非課税口座を設けても、株式のなかなか投資される方が伸びないというお話でございますが、やはり経済の低迷、株価も経済の状況によって非常に変動も大きく、最近の状況で言いますと、かなり下落もしております、なかなか株式投資、これ自体が一般の方についてはなかなか踏み切れないような状況となっているのが伸びない原因ではないかと考えております。

また、3点目でございますが、たばこ税の増税でございます。40%の増税でございます。今までになかった増税でございますが、過去については10%程度だったものが今度は40%ということで、単純に考えましたら、消費量が減らなかつたら40%の税収がふえるということでございますが、これはそういう状況ではございません。

もう既に健康志向の高まりとともに、消費量が値上げ以前でも実際減っているような状況でございまして、私どもがちょっと調べた状況によりますと、昨年度、21年度の決算見込みにつきましても、20年度と比べましてももう10%程度落ちているような状況でございます。

そのような状況の中で、今年の10月からの値上げ、増税でございまして、22年度、本年度の予算につきましても、10月からはかなり消費が落ちるのではないかと我々は見込んでおりまして、22年度の予算の見込みでは2億3,100万円の予算を計上させていただいておるわけでございますが、さらに23年度以降につきましても、やはり消費量が減るのではないかと考えておりますので、この増税につきましても税の増収には結びつかないと考えておりまして、この本年度予算の2億3,000万程度で今後推移して、ここから減っていくような状況が発生するのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特定扶養の関係で、差し違えをするような答弁はどうもならんわけだな。この資料にもあるように、高校無償化の対象ですよとありますよね。無償化したから、特定扶養の関係の上乗せ分の12万円は、これは住民税の関係ですが、住民税は廃止をしますよということですよ。ですから、ここでいけば、高校無償化の対象になっていない人たちはどうなりますかと言ったら、それは特定が廃止されても一般でやりますよと、そういうのを差し違えと、話を外へ持っていく、こういうあなたの構えだと、こういうことですよ。

ですから、私がお聞きしたのは、そうじゃないでしょう。高校授業料無償化の関係で、上乗せ部分が廃止をされて、その恩典を受けるのは、まさにこの施策の中の対象者に限られて、それ以外に外れた人たちはどうなるのかということをおっしゃる。それだったら、一般扶養がありますよと、そういう全然違う答弁をへっちゃらでやってもらうのは困るわけだ。質問者の質問の趣旨をきちっととらえて、真正面から言ったら、わしは傷だらけになっちゃうから嫌だと、答弁をすりかえたほうがいいと、そんな悪知恵を働かさんでもいい。きちっと答えよというのが1点目であります。

2点目の非課税の関係で、結局、庶民の虎の子がなぜ貯蓄から投資に向かないのか。それはハイリスクだ、ハイリターンじゃなくて、ハイリスク。つまり、日本がもう長期にわたって経済不況がずっと続いている。もう10年以上成長のとまった国と言われてる日本、そして10年以上、国民の所得がどんどんどんどん減っている、世界でも極めてまれな国になっている。そうしたときに、虎の子の貯金を投資に回せと、非課税にしてやるぞと、こういう仕組みでしょう。

そうしたときに、そうか、それじゃあと言ったときに、これはギリシャで金融不安がでちゃった。たまたま、日本はギリシャの国債を買っていないからということで、円高事情になって、いいのか悪いのか、いろんな問題がありますけれども、世界的な金融不安や経済不況がわっと蔓延しているときに、庶民の貯蓄が投資に回らないよと。回らないけれども、これを設けたという、そもそもの不純な動機はどこにあるかということ

をお尋ねしておるわけだ。その不純な動機とは何なのか、答弁がいただきたい。

それから、たばこ消費税の関係ですが、健康志向で年々喫煙者が減っている。これは、それはそれで結構です。私は吸っておりますが、これはどうしようかなという、今、判断を迷っているわけですが、そんなことはいいです。そういう人たちもたくさん見えるから増税を機に、たばこの値上げを機にやめようかなという人が出てくるのも当たり前。

そうしたときに、2億3,000万余りの町の今年度予算に影響してくるのは、40%ストレートには来ない。しかし、5,000万円程度という見込みは私は私なりにするわけです。減ってくる傾向はあるけれども、40%の値上げという点からいけば、増税見込みとしては5,000万円程度が見込めるんじゃないかと、こういうふうに私は試算をしますけれども、それはいかなものかということ。

それから、もう一つは、これは町長から答弁がいただきたいわけですが、いわゆる受動喫煙防止法と、健康志向と、こういう形で、たばこやめ、やめという大合唱です。それはそれで一つの方策ですし、私はそれが間違っていないと思う。ただし、たばこというのは嗜好品ですよね。嗜好品が、私に言わせれば、税金を納めながら、たばこの吸えるところはどんどん世間で狭くなっていく。そういうことを放置していくだけでいいのかと。

現に、たばこを吸っている人は、基本的にはなくならないだろうと、数は減ってもなくならないだろうといったときに、そういう施策に乗って、もうやめちゃえ、やめちゃえじゃなくて、じゃあそうして嗜好品ではあるけれども、どうしてもたばこから縁が切れないという人たちに対する施策というのは、どういうふうなことを考えられておられるのか、どういうことを展開していったらいいのか。これがないと、どんどん追いついて、出口のない、こういうやり方というのは、おかしなところでまたおかしな問題が出てくる。おかしなところと言っただけでも、例えば幸田町も公共施設すべて6月から禁煙だと、それは結構だと。例えば、この庁舎も、建物だけじゃなくて、敷地全部を禁煙のエリアにすると、職員の中にも、数十名の方がたばこを吸う。じゃあ、そういう人たちが休憩時間中以外にいらして、執務時間中にたばこの縁が切れなかった人たちがどこで吸うのか。そしたら、公道で吸うしかないですよ。公道で吸ったときに、住民の皆さんの目線というものをどうとらえるのか。あいつらたばこ吸うのに道路で吸ってやがる。だから、職員は働かんだ、職員は多過ぎるだとか、こういうところに結びついてくるわけです。

そうしたときに、町長として、受動喫煙防止に伴って健康志向を強める、それは結構だと。じゃあ、それだけでも、喫煙者は絶対になくならない。じゃあ、そうした人たちにどういふ施策が必要かということはお考えかと思えます。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 税務課長。

○税務課長（伊藤光幸君） まず1点目の御質問でございますが、このたびの税制改正によりまして、16歳以上19歳未満の方、高校を入学してみえない方につきましては、増税になります。これについては増税となるということでございます。

それと、2点目でございます。株式の投資の件でございますが、これにつきましては、あくまでも株式の投資、少しでも貯蓄から投資のほうへお金を流そう、少しでも株式の

ほうを買っていただいて、株価の安定というようなことで考えて、このような状況となっておるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

たばこ税でございますが、これもいろいろな見方がございます。今回の値上げ、税制改正につきましては、国は明確に言っております。過去の値上げにつきましては、税の増収ということをおたうたおたうたでございますが、今回の値上げにつきましては、これはたばこによる健康被害を少しでも減らすというようなことを言っておりまして、消費の減、これを目的とした値上げということをお国のほうでも明確に言っております。

その中で、当然、消費量は減ってくるわけございまして、その消費減がどのぐらいになるかというのは、これは日本たばこ産業等でも見込んでおるわけでございますが、やはり値上げにより20%以上の消費が減るのではないかと。そのために、値上げも、当初見込んでおたうたよりももっとそれ以上に値上げというようなことも言っておるわけでございます。

ですので、これにつきましては、どのぐらい減るかというのは、本当に今後、10月以降になってみないとわからないわけでございますが、私どもが見込んでおります20%以上の消費減ということになれば、当然、その税収につきましては、やはり2億3,000万程度で推移するのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 喫煙防止であるわけでありまして、健康増進から、今回、公共施設を中心に全面禁止ということにいたすわけでありまして、私も40代までは喫煙をしてまいりましたし、喫煙者の心情はわかるわけでありまして、こと健康から考えるときに、今、議員がおっしゃったように、公共施設、あるいは建物そういったことはやむを得んというふうにするわけでありまして、問題は屋外のことにも当然そこに及ぶということでございますので、内部でもよく検討をいたしたわけでありまして、それじゃあ外でしかるべき場所を設けて、分煙のことも検討をいたしました、やはり目下のところ、しかるべき対策がないわけでありまして、むしろ伊藤議員に健康上の面から理解をしていただきたいと思ひますし、広く喫煙者の皆さんに理解・協力を求めたいのが目下のところの気持ちでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、この特定扶養の関係でいけば、高校に在学をしていない者については増税になりますよという答弁であります。まさに、そのとおりということでもあります。と同時に、この非課税の関係で口座を設ければというのは、基本的には大企業や大富豪、大金持ちを優遇してきた、それに対する国民の批判をかわすためのものでしかないということは明らかでしょう。

結局、貯蓄から投資へやっていく、それはハイリスクとハイリターンだよと言われるものの、ハイリスクが高い。だから、自己防衛をしなければ、政府の言うようなところに乗っていったら自己破産しちゃうよと、こういうところに国民の貯蓄志向が高まってくる。じゃあ、そうしたときにどういう施策をとるのかと言ったら、安全・確実かつ有利という庶民の貯蓄をどういうふうにするのかというのが政策として選択すべき

内容なんですよ。

長期にわたるゼロ金利、もう既に貯蓄というよりもたんす預金が何兆円だ、何十兆円だということが言われてきている。その金が回らないという要因は、やっぱり貯蓄に魅力がない、ましてや投資なんてとんでもない話だというときに、やってきたこの非課税口座というものの問題については、非常に大きな問題があるというふうに思うわけですよ。

それから、たばこ消費税の関係で、今までいけば、健康志向というのは最近になって出てきた話なんですよ。結局、民主党も、前の自民党・公明党の政権も、財源を探すためにたばこ消費税を全部値上げしてきたと、そういう一連の流れで、民主党政権も財源目当てのための増税であると。それでは余りにもというだけであって、健康志向ですよと、受動喫煙防止ですよと、それはこれで結構です。

じゃあ、そうしたときに、喫煙者に対する支援策というものがなければ、税金で追い込むだけですよと。それでは、喫煙をしておる人たちがどういうことを思うのかということになってくると、結局、財源をつくるために無策の策だということになるんじゃないですかと。

そうしたときに、同時に町長も言われて、現在検討中で困っちゃったなど。しかし、6月1日から庁舎を含めて全公共施設が敷地を含めて全面禁煙となったときに、状況を見て対処するわということだけで、出たところ勝負の対策でいいかと。想定されるのは、職員が常勤をしている、この庁舎、たばこを吸う人たちがどういう行動をとるのかということもやっぱりきちっと見きわめながら、どう有効な対策をとりながら町民の批判を、住民の指摘を受けたくないような支援策というのは避けて通れない話なんですよ。いや、健康志向で十分御理解をと、それは馬の耳に念仏に過ぎんじゃないですかと。そうした点で、対策というものの支援策というものが後手後手に回っていませんかということをお尋ねしておるわけでありませう。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 先ほど申し上げたように、国からもそういう文書も来ておりまして、22年2月25日ですか、厚生労働省保健局長、それから都道府県知事、あるいは市町村長全部にわたりまして出ているわけでありませうが、法的な通達はともかくといたしまして、健康志向からいたしまして、公共施設、あるいはまたその施設建物外、敷地にも及ぶということで、大変懸念をしておるわけでありませうが、こと、こうした人の集まる場所については、やっぱりその範を示していく必要がございますし、そういう面で協力をお願いをしたいというふうに思います。

ただ、問題は屋外、他の市町村の例も参考にしながら、しかしそういった策は具体的にどうするかということについては、防止をするという方向であることには間違いのないわけでありませうが、その1点については、抜け駆け的な考え方はどこも示されておられません。

したがって、今、そういう他市町村の例に倣うということよりも、今はそのことをお願いをしていくしかないなということを実は思っておるところでございまして、屋外でのしかるべき措置があるなら、方法があるならば、今おっしゃったように、喫煙は抑え

ても、どこかでその嗜好は続けられるだろうということを思うときに、大変、その徹底については懸念をいたすわけでありますが、それ相当の税を納めていただくということになるわけでありますので、とって軽々に特例を認めることはできませんので、目下のところ、そういう方向で協力を求めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の国保税の条例改正につきましては、長引く不況による失業者の激変緩和策ということで、給与所得の100分の30で、30%とみなすというものであるわけですが、その中で、この倒産・解雇等による非自発的失業者、この規定についてお答えがいただきたいということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 住民課長。

○住民課長（大竹広行君） 非自発的失業者でありますけれども、これについては、雇用保険の受給者証を持っている方でございます。

例えば、特定受給資格者、この方については、倒産・解雇などにより離職した方と特定理由離職者、雇いどめなどにより離職した方、この方が該当になるわけでありまして、先ほど言いました雇用保険受給資格者証の今の二つに該当する方のみが非自発的失業者として認めております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この受給者証を持つ人について、失業した人ということですが、失業したことによって、この30%の軽減措置を受けるためには申請が必要だというふうになっているわけですが、申請ですけれども、この申請の周知をしていかなければならないというふうに思いますが、この申請の周知はどのようにしていくのかということと、それから証明の提示が求められるわけですが、例えばこの証明の提示ができないとなった場合はどうなるのかということでもあります、その点についてお答えがいただきたいと思っております。

それから、これは今年度の国保税から該当するわけですがけれども、対象となるのはいつからの対象となるのかをお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 住民課長。

○住民課長（大竹広行君） 通知につきましては、これについては厚生労働省がハローワークに該当者についてはパンフレット等を配布して、「国民健康保険、市町村のほうへ詳

しい情報については聞いてください」という内容で広報をしております。

幸田町におきましては、今回、議決後、ホームページ掲載及び6月の広報で周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

それと、あと雇用保険受給者証が出ない方の対応でございますけれども、これについては、国については、雇用保険の受給資格者がある方のみが非自発的失業者というふうになっておりますので、雇用保険受給者証の中でもいろいろ離職理由がありますけれども、その離職理由に該当する方が今回の非自発的失業者ということでもあります。

あと、対象でございますけれども、これについては、条例の2項で平成22年度からの保険税から対象ということになっておりますので、例えば平成22年の3月31日に離職した方については、平成22年度分の保険税と平成23年度分の保険税、丸々2年間、保険税が100分の30として算定をされます。それは、22年の3月31日に退職した方が対象になります。

それでは、21年の3月31日から平成22年の3月30日までに例えば失業等をされた方につきましては、この方については22年度のみが保険税の100分の30という形での該当になります。21年度分については、この条例が2項で平成22年度分からというふうにならなっておりますので、21年度に失業された方については、保険税については該当がないという形になっております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ちょっと複雑でよくわからないわけですが、要するに、2009年の3月31日以降の失業者が対象と。この1年間、ことしの3月31日までに失業した人が今年度の国保税の対象となるよということですよ。それ以前の人については全く関係がないよということですよ。

例えば、そういう以前の人たちが滞納をしているわけですが、この非自発的失業者という規定がまだなかったころの対象者というのは、当然、国保税が払えないというような人たちもいるわけですが、そうした点につきましては、これは従来の減免制度で対応していくということによろしいかということと、それから今、受給者証が出ない、こういう人もいるわけですよ、実際に。そういう人たちについては、非自発的失業者には該当しないということで切り捨てるのかということになるんですけれども、そういう人たちについての緩和策というのはどのような対応をしていくのかということですが、そうした点についてお答えがいただきたい。

この2年間にわたっての減免という、これは今回限りの措置なのか、それともこれがまた来年度も続いていくのかということでもありますけれども、これはどのようにしておるのか。

○議長（鈴木三津男君） 住民課長。

○住民課長（大竹広行君） 期間の関係でございますけれども、対象期間というのは、離職の日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までというのが基本でございます。ですので、平成21年の3月31日から平成22年3月30日までに非自発的失業者になられた方については、当然、21年度もあるわけですが、この方につい

ては、先ほど言いましたように、条例で22年度分からということになっておりますので、対象期間としては21年度の一部もあるわけですがけれども、条例上は対象外としておりますので、この方については22年度分のみしか該当がないという形になります。

それで、この該当がない方につきましては、先ほど議員が言われますように、条例減免があるわけですがけれども、所得300万以下の方が2分の1になった場合は、その所得割について2分の1に軽減をするという従来の制度があるわけですがけれども、その制度で対応をするという形になっております。これについては、4月末現在13件ありまして、42万4,900円の所得激減による減免を実施しております。国においても、まずこの失業減免を優先に実施をし、その該当にない方については、従来の条例減免で該当してくださいというような形になっております。

それから、2点目の証が出ない方への対応でございますけれども、これについて法律の考えは、非自発的であるということと、当然、職を求めていると、就職活動をしていないとだめだよというような形を考えております。ゆえに、当然、そのような方、非自発的失業者で、なおかつ就職活動をしている方、ハローワーク等に通っている方については、この受給者証が発行されるという形になるかと思えます。

ただ、どうしてもこういう方が出ない方については、当然、その都度、御相談をさせていただいて、ハローワークとも連絡をとりながら考えることは可能かとは思いますが、国は原則、この受給者証がなければこの100分の30の該当ではないというような形になっております。

それと、3点目の今回の失業減免について恒久的かということでもありますけれども、今回、法律においても本則の中でこれを規定しておりますし、条例の中でも、今回、本則の中に入れさせていただいております。ということは、国も言っておりますけれども、今回の措置は恒久的な措置であるというような内容でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 役所のやることだなというふうに思うわけですが、非自発的というのは、自分の意思とは違う形で解雇や失業を迫られたよというのが非自発的ですよ。しかし、そういうことをどんどんどんどん出していくと、「あの企業は」と言ってレッテルを張られるわけです。それで、失業している多くの人たちは「自己都合でやめよ」と言って迫られている事例というのはたくさんあるわけですよ。そのために、自己都合であるがために、雇用保険の受給期間がずっと延ばされて、やっとなという形。でも、その中でも求職活動をしている人たちはたくさんおる。表面的な首切りだ、倒産だ、雇いどめだという形だけをとらえて救済をする、それはそれでいいです。しかし、実態を見たときに、自分の意思ではないけれども、自分の意思であるかのような形で退職をする、失業を迫られるという事例に対してどう手を差し伸べていくか、こういうのが行政だと思うんですよ。

国の制度はそうだと、そうしたときに、じゃあ行政としてどういうふうの手だてをとるか。そうしたら、いや、国税の条例の中に定めてございます、減免制度の適用で

ございますよと。これじゃあ、余りにも実態を知らなさ過ぎるし、紋切りの答弁であるんじゃないですか。そこに行政として血も通っていないというふうになったときに、じゃあ施策の選択をする、そういう方向性はどこに見つけ出すか。それは、現在の減免制度の充実をします。例えば、この関係でいけば、100分の30だという形に今のレベルを下げて、さらに拡大をしていくという取り組みをしなければ、おまえは勝手にやめたじゃないかという書類上の審査だけ、書類上に書いてあることだけの判断で、あんたはだめだよと、こういうことでいかどうかということなんです。制度が十分ではない。十分でないときにそれを補うのが自治体ですよ。

御存じのように、毎年1億数千万円の国保税の滞納が生まれてきている。その滞納が生まれてきている一つの背景の中には、生活が困窮している、自分の意思ではないけれども、首を切られた、あるいは会社に迫られたけれども、格好としては自発的に自分の意思でやめたというように書類上ごまかされちゃったと、泣く泣くという人はたくさん見えるわけです。そうしたときに、行政としてどう手だてをするのかということが求められるわけですよ。どういうふうにお考えですか。

○議長（鈴木三津男君） 住民課長。

○住民課長（大竹広行君） どのような対応がということでございますけれども、これについては、基本的には、先ほど言いましたように受給者証での確認とさせていただくわけですが、先ほど答弁させていただきましたけれども、それ以外の方については、事情等をお聞きしながら、またハローワークとも連携をとりながら、もしどうしても受給者証が出ない方については、検討をしていけるんじゃないかというふうに考えております。

条例上も、一つの例として雇用保険受給者証を提示しなければならないというような規定になっておりますので、それ以外でそれが補てんできるものが何かあるならば、それは考えていきたいというふうに考えております。

あと、現在ある条例減免のことについてでありますけれども、岡崎については、去年の6月に300万から500万ということで額を上げられておるわけですが、近隣市町の状況を見ますと、西尾、蒲郡、あと刈谷、安城、知立等については、幸田町と同じように所得が300万円以下の方が2分の1になった場合に、所得割を50%という形で条例減免を実施しているのが現状でありまして、500万というのが岡崎と蒲郡、あと幡豆があったわけですが、幡豆については、これで西尾市と一緒になれば、西尾の条例減免と同じような形になるんじゃないかというふうには想像されるわけですが、うちのほうの条例減免が、先ほど言いましたように、300万ということで、近隣市町に比べてそれほど劣っているような状況ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 受給者証があるかどうかという確認の関係ですが、例えば企業によっては、雇用保険にかかわる事業主負担が重いということで、雇用保険に入っていないところもたくさんあるわけですよ。それが法に違反するとか、違反じゃないとか

という問題じゃなくて、現に事業主負担が伴う健康保険だとか、あるいは雇用保険とかというものについては、経営上の問題として、そこに加入していないという事業者も結構ある中で、そこで一生懸命働いておったけれども、例えば倒産したという場合でも、あなたのところは雇用保険の適用事業者でありながら、事業主が入っておらんかったよという人だっておる。そういう人はどうするの。雇用保険に入っておらんから、企業主が悪いと言っても、その会社が倒産したときに、じゃあそこへ一定手だてをするのかという問題も出てくるんですよ。ですから、通り一遍の紋切りではなくて、実態を見てどう対処するのかという方法をあなた方が知恵を出さなあかんということなんですよ。

そうしたときに、制度としてそれが救済できなければ、国の制度としてそれが救済や手だてがとれなかったら、町として、じゃあどうして手だてをとるのかと言ったら、減免制度の拡充ですよ、充実ですよ。そう言ったら、いや、岡崎、蒲郡、幡豆が500万で、幸田町は近隣に比べたら大体肩を並べているから問題ないんだという、そういう発想だ。

さらに踏み込んで、幡豆町が合併するからと、こんなことをあなたが何で行政の立場で言うんだ。今、住民投票が行われているときに、行政の行政官として、行政マンとして、他の市町の合併の動向まで踏み込んで、幡豆町がそのうち消えてなくなるけれども、幡豆町があると、そんな答弁をしゃあしゃあにやるのは無神経だ。

今後、気をつけよということとあわせて、じゃあ幸田町の300万円が遜色ないですよという発想でこの議案を提案されて、それでよしとするのという点でいけば、実態の深刻さというのは見えてないわけですよ。幸田町が3万8,000人ちょっと超えた段階で、人口がどんどん減っていたと。いまだに回復していないというのは、そういう人たちが首を切られて、もちろん全部が自発的でもないし、非自発的でもない。しかし、今、ここの幸田町で踏みとどまって頑張っている人たちの中にも、自発的である、非自発的であるという通り一遍の文書だけではなくて、実態として減免をしなければならんという状況、あるいは滞納が生まれている人たちの状況というのをきちっととらえて手だてをしないと、結局、滞納額をどんどんどんどん積み上げていくことになってますよと。

ですから、私はそうした点で、今回の制度が次善の策であろうとは思いますが、万全の策ではない。次善の策をフォローするだけの幸田町の行政としてそういう人たちをどう支援をし、救済をし、そして滞納額を減らしていくかというトータル的な施策をしないと、私はこの先は見えてこないというふうに思うわけですが、そうした点できちっとした対処・対応のことを考えておられるのかということが質問の趣旨であります。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 住民課長。

○住民課長（大竹広行君） 先ほど、私の不適切な発言がありまして、大変申しわけございませんでした。

あと、受給者証が発行されない方についての対応でございますけれども、当然、社会保険を離脱した方につきましては、それ以外に離職票とか喪失証明書等を持ってこちらのほうに国保の加入に来られます。その場合に、そういう状況をお聞きした中で、雇用

保険受給者証は持っておられないけれども、お聞きした内容で、それに該当する方であるのであれば、ハローワークとも連携をとりながら、救済できる方については救済をしていきたいというふうに考えております。

それと、あと条例減免については、先ほど言った近隣市町の状況であるということで、今後の検討課題かとは思いますが、以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤君の質疑を終わりました。

続いて、2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） ただいまの説明の確認でございますが、今回の改正の基本的な項目は、今回の不況によって、急に首を切られた、解雇されたというような人について、ハローワークを通じて相談があった人、それについて市町村に回されて、市町村がそれが該当するかをチェックして、そして適用していくと、計算をしていくと、こういうことかなど。ほかのことについては、一応視野に入れていないというふうな説明でよかったかと思うんですが、その辺の確認が1点と、それから今回の改正の趣旨から見てみますと、健康保険だけどうして採用になったのかなど。同じような関係でいけば、失業した人については、住民税、町民税、こちらもやっぱり納付困難になってくるわけでありませんが、その辺は議論の対象になったのか、ならなかったのか、幸田町についてはその辺をどういうふうに見ているのかということの最初は確認、以降は住民税の関係でお尋ねをします。

○議長（鈴木三津男君） 住民課長。

○住民課長（大竹広行君） これにつきましては、当然、ハローワークのほうで4月1日からチラシを配り、該当者に対しては、個々に、あなたは可能性がありますので、各市町村のほうに届け出をしてくださいという、申告をしてくださいという形で個々に指導がありまして、その方が当然、市町村の窓口に来られて、受給者証を持ってこられて、申告書を書いていただいて、該当をさせていくという内容になっております。うちのほうについても、先ほど言いましたような形で広報等をして、周知を図っていきたくて考えております。

○議長（鈴木三津男君） 税務課長。

○税務課長（伊藤光幸君） 住民税につきましては、制度の中で、前年度の所得と比べて2分の1以下に来年度所得が減少した場合は減免するという制度が既にございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 2番、大嶽君。

○2番（大嶽 弘君） わかりました。今回の改正はそれだけだということではありますが、そうしますと、先ほど伊藤議員のほうからお話がありましたが、自分の都合は別としまして、例えば病気で仕事につけなくなってしまったというような方が見えたと思います。そういうような人も多いし、自分の都合でやめたという人も多いでしょう。それを例えば、今回の事例を広報なりホームページでどんどん周知していったときに、自分は病気でやめた場合、好きで仕事をやめたわけではない。けれども、減免制度は適用にならないという状況になって、不公平感が出てくるかなという気がいたします。

そういうときには、従来の減免措置で対応することになるかと思うんですが、その

辺をよくわかるように、親切な対応ができるような職員の研修をもう一度やっていただいて、十分理解が得られるような体制をとられるように望みますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 住民課長。

○住民課長（大竹広行君） これにつきましては、例えば病気やけがで通勤不可能な理由である場合については、当然、正当な理由がある自己都合退職ということになるわけですが、こういう方についても、受給者証が出れば対応していきたいと思えますし、出ない方についても、先ほど言いましたように、ハローワークと連絡をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

また、現在、6名の方が対象者であるわけですが、当然、この方についても、職員でこういう制度があるということは、条例議決後でないと広報ができないものですから、住民の方には周知はしておりませんが、住民課の窓口対応の職員については、制度の内容を理解をして、間違いのないような形で対応をしている状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、2番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することいたします。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、上程議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第26号議案 幸田町税条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

子ども手当の実施や高校授業料の無償化の財源に充てるためという口実で、扶養控除

のうち16歳未満の子供たちを対象とする年少扶養控除と16歳から18歳までの特定扶養者控除に対する特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されるのが、反対する第1点目です。

このことによって、2011年1月1日から廃止され、翌年の6月からの住民税への影響があらわれて、子育て世帯には2012年の6月から増税となってあらわれてまいります。これは、2005年から2006年の定率減税の縮減と廃止と同等の過去最大規模の子育て世帯への負担増となるものであります。

民主党は、マニフェストで所得税の配偶者控除と扶養控除を廃止し、子ども手当を創設すると公約し、控除から手当へという民主党の所得税法改革方針によるものでありますが、民主党のホームページに掲載されている2009年総選挙マニフェストでは、「民主党が主張している配偶者控除と扶養控除廃止は所得税のみであり、住民税は含んでいません」とされているのであります。民主党の総選挙マニフェストには、住民税の扶養控除廃止による増税は盛り込まれていないのであります。住民税の扶養控除の廃止というのは恒久的な措置であります。子ども手当法案というのは1年限りのもので、今年度1万3,000円ですが、来年度から2万6,000円にするというのは一言も書かれておりません。そういう点でも、子ども手当について現状で言えば、1年限りの措置なのに対して扶養控除の廃止は恒久的に続く、こういう形での負担増を押しつけるような仕組みというのは許されるものではありません。

また、特定扶養控除の上乗せ部分相当額廃止は高校無償化との抱き合わせというように言われていますが、元来、特定扶養控除は税制上の扶養対象であれば学生かどうかは関係のない制度でありますから、一部には負担増となります。答弁でも明らかではありませんか。

また、所得税と住民税の扶養控除廃止による増税は、保育料、介護保険料、介護保険料利用者負担上限額、医療費の自己負担限度額などにも大きく影響し、負担増となる懸念があります。

小泉内閣以来、貯蓄から投資へと株式投資を促進するため、上場株式の譲渡益や配当への課税を20%分離課税として減税した上で、さらに当面の間の特例として10%の軽減税率を設けてきました。この軽減税率の期限が2011年12月31日であることから、この後の措置として、非課税口座制度の創設であります。これは、高所得者に多大な利益を与えてきた、いわゆる証券優遇税制の後を継ぐものであります。

今回設けられる制度は、新規投資額で100万円、3年間で最大300万円までの少額上場株式等の投資について配当及び譲渡益を最大10年間非課税にするというもので、投資総額に300万円の上限が設けられることから、大資産家優遇という批判を回避するねらいがあるものと見られますが、しかし貯蓄から投資へという思想を背景に、税制の優遇税制により株式投資を促進しようとするに何ら変わりありません。国民の貯蓄をギャンブル経済に向かわせようとするための証券優遇税制の継続であります。庶民のための資産を優遇するというのであれば、最も安全に所有できる預貯金にこそ優遇口座を設けるべきであるということを主張し、以上のことから反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
次に、原案反対の方の発言を許します。
反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
第26号議案 幸田町税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第26号議案は、原案どおり可決されました。
次に、第27号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第27号議案は、原案どおり可決されました。
次に、第28号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第28号議案は、原案どおり可決しました。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議会運営委員会委員の伊藤宗次君、鈴木修一君、鈴木博司君、池田久男君、大嶽 弘君の以上5名から議会運営委員会委員の辞任願が、議会広報特別委員会委員の丸山千代子君、足立嘉之君、水野千代子君、池田久男君、大嶽 弘君、酒向弘康君の以上6名から議会広報特別委員会委員の辞任願が、総合開発特別委員会委員の鈴木博司君、大嶽

弘君、夏目一成君、伊藤宗次君、内田 等君、足立嘉之君、池田久男君の以上7名から総合開発特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員、議会広報特別委員会委員及び総合開発特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員、議会広報特別委員会委員及び総合開発特別委員会委員の辞任許可を日程に追加することに決定しました。



追加日程

○議長(鈴木三津男君) 追加日程、まず議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤宗次君、鈴木修一君、鈴木博司君、池田久男君、大嶽 弘君の以上5名の退場を求めます。

[14番 伊藤宗次君 9番 鈴木修一君 7番 鈴木博司君
3番 池田久男君 2番 大嶽 弘君 退場]

○議長(鈴木三津男君) お諮りいたします。

議会運営委員会委員の伊藤宗次君、鈴木修一君、鈴木博司君、池田久男君、大嶽 弘君の以上の5名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の伊藤宗次君、鈴木修一君、鈴木博司君、池田久男君、大嶽 弘君の以上5名の辞任は許可することを決定いたしました。

辞任が許可されましたので、5名の入場を求めます。

[14番 伊藤宗次君 9番 鈴木修一君 7番 鈴木博司君
3番 池田久男君 2番 大嶽 弘君 入場]

○議長(鈴木三津男君) 次に、特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

まず、議会広報特別委員会の委員である丸山千代子君、足立嘉之君、水野千代子君、池田久男君、大嶽 弘君、酒向弘康君の以上6名は、地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

[13番 丸山千代子君 6番 足立嘉之君 4番 水野千代子君
3番 池田久男君 2番 大嶽 弘君 1番 酒向弘康君 退場]

○議長(鈴木三津男君) お諮りいたします。

議会広報特別委員会の委員である丸山千代子君、足立嘉之君、水野千代子君、池田久男君、大嶽 弘君、酒向弘康君の以上の6名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員である丸山千代子君、足立嘉之君、水野千代子君、池田久男君、大嶽 弘君、酒向弘康君の以上6名の辞任は許可することに決定いたしました。

辞任が許可されましたので、6名の入場を求めます。

〔13番 丸山千代子君 6番 足立嘉之君 4番 水野千代子君
3番 池田久男君 2番 大嶽 弘君 1番 酒向弘康君 入場〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、総合開発特別委員会委員の鈴木博司君、大嶽 弘君、夏目一成君、伊藤宗次君、内田 等君、足立嘉之君、池田久男君の以上7名は、地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

〔7番 鈴木博司君 2番 大嶽 弘君 15番 夏目一成君 14番 伊藤宗次君
12番 内田 等君 6番 足立嘉之君 3 池田久男君退場〕

○議長（鈴木三津男君） お諮りいたします。

総合開発特別委員会委員の鈴木博司君、大嶽 弘君、夏目一成君、伊藤宗次君、内田等君、足立嘉之君、池田久男君の以上の7名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、総合開発特別委員会委員の鈴木博司君、大嶽 弘君、夏目一成君、伊藤宗次君、内田 等君、足立嘉之君、池田久男君の以上7名の辞任は許可することに決定いたしました。

辞任が許可されましたので、7名の入場を求めます。

〔7番 鈴木博司君 2番 大嶽 弘君 15番 夏目一成君 14番 伊藤宗次君
12番 内田 等君 6番 足立嘉之君 3 池田久男君入場〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、各常任委員会委員から所属変更の申し出がありましたので、常任委員会委員の所属変更の件、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程として常任委員会委員の所属変更の件、議会運営委員会委員及び特別委員会委員を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の所属変更の件、議会運営委員会委員及び特別委員会委員を選任することに決定いたしました。

追加日程

○議長（鈴木三津男君） 追加日程、お諮りいたします。

まず、常任委員会委員の所属変更の申し出を委員会条例第7条第3項の規定により許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の所属は変更することに決定しました。
ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 1 時 1 4 分

再開 午後 1 時 4 9 分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に、常任委員会委員の所属の協議がされました。
お諮りいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員会委員の所属はお手元に印刷配付のとおり指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

なお、議長は、議会申し合わせ事項の定めにより、常任委員を辞任いたします。

したがいまして、総務委員会委員は、定数6名に対し辞任1名、欠員1名の4名であります。

文教福祉委員会委員は、定数5名に対し欠員1名の4名であります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 5 0 分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま常任委員会正副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

まず、総務常任委員会委員長に池田久男君、副委員長に水野千代子君、次に産業建設常任委員会委員長に酒向弘康君、副委員長に足立嘉之君、次に文教福祉常任委員会委員長に杉浦 務君、副委員長に丸山千代子君であります。

追加日程

○議長（鈴木三津男君） 追加日程、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 1時51分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会正副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。
議会運営委員会委員長に鈴木博司君、副委員長に大嶽 弘君であります。

追加日程

○議長（鈴木三津男君） 追加日程、次に議会広報特別委員会、総合開発特別委員会の各委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会、総合開発特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会、総合開発特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会広報特別委員会の副委員長、総合開発特別委員会の正副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会副委員長は水野千代子君であります。

次に、総合開発特別委員会委員長に大嶽 弘君、副委員長に池田久男君であります。

次に、議会選出一部事務組合議会議員の蒲郡市幸田町衛生組合議会議員水野千代子君、大嶽 弘君の2名から当組合議会議員の辞職願が提出されました。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の辞職に伴い、組合議会議員補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程として議会議員の補欠選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程として直ちに補欠選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程

○議長（鈴木三津男君） 追加日程、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員2名の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

指名いたします。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に酒向弘康君、足立嘉之君の以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました酒向弘康君、足立嘉之君を蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました酒向弘康君、足立嘉之君は、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

酒向弘康君、足立嘉之君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選告知をいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時58分

○議長(鈴木三津男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど選任されました各委員長及び議会広報特別委員長のごあいさつを賜ります。

まず、総務常任委員長、3番 池田久男君。

[3番 池田久男君 登壇]

○3番(池田久男君) 先ほどの構成がえによりまして、このたび総務常任委員会の委員長に推挙されました池田久男でございます。

職務の重大さは重々承知しておりますが、一抹の不安もあります。皆様の御理解・御支援によって一生懸命頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

[3番 池田久男君 降壇]

○議長(鈴木三津男君) 次に、産業建設常任委員長 1番、酒向弘康君。

〔1番 酒向弘康君 登壇〕

- 1番（酒向弘康君） このたび産業建設委員長に選任されました酒向弘康でございます。
もとより浅学非才の身ではありますが、微力ながら町民のための委員会運営に心がけ、住民から信頼されるよう誠心誠意努力をする覚悟であります。今後とも、皆さんの御指導・御支援・御協力のほど、よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

〔1番 酒向弘康君 降壇〕

- 議長（鈴木三津男君） 次に、文教福祉常任委員長、8番 杉浦 務君。

〔8番 杉浦 務君 登壇〕

- 8番（杉浦 務君） ただいま文教福祉委員の推薦によりまして当選いたしました杉浦でございます。

文教福祉委員につきましては、久しぶりでございますので、皆さんの協力でスムーズな委員会運営に務めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔8番 杉浦 務君 降壇〕

- 議長（鈴木三津男君） 次に、議会運営委員長、7番 鈴木博司君。

〔7番 鈴木博司君 登壇〕

- 7番（鈴木博司君） 先ほどの議会運営委員会によりまして、委員各位の御推挙をいただき委員長に選出していただきまして、身の引き締まる思いでございます。

浅学非才な私でございますが、委員各位の御指導のもと、幸田町議会にふさわしい議会運営に務めてまいる所存でございますので、どうか委員皆様方の格別なる御指導・御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔7番 鈴木博司君 降壇〕

- 議長（鈴木三津男君） 次に、総合開発特別委員長、2番 大嶽 弘君。

〔2番 大嶽 弘君 登壇〕

- 2番（大嶽 弘君） 総合開発特別委員会委員長に推挙されました大嶽 弘でございます。

大役ではございますが、諸先輩のいろいろな知恵をまた御指導いただきまして、これからの任務を一生懸命頑張っって遂行していきたいと考えております。今後の御指導・御支援をよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

〔2番 大嶽 弘君 降壇〕

- 議長（鈴木三津男君） 次に、議会広報特別委員長、15番 夏目一成君。

〔15番 夏目一成君 登壇〕

- 15番（夏目一成君） 議会広報委員長をことしも就任をさせていただきました。

議会広報は、今年度、大賞をいただきましたので、それ以上の賞を目指して、委員一同頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。きょうは本当にありがとうございました。

〔15番 夏目一成君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ありがとうございます。

以上で、各委員長のあいさつを終わります。

よろしく願いいたします。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の臨時会において議決議案中、条項、字句、数字、その他整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成22年5月10日招集された第1回幸田町議会臨時会を閉会いたします。

閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） 一言、議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼方々ごあいさつをさせていただきますと存じます。

議員の皆様方には早朝より御出席をいただき、終始、御熱心に御審議をいただき、心から感謝・お礼を申し上げます。

今臨時会に提案をいたしました議案につきましては、御可決・御同意を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

議会運営をつかさどる今回の役員人事につきましては、各正副委員会委員長等も選任をされ、新体制でスタートされることを心からお喜びを申し上げます。

議員の皆様方と私どもは、立場こそ違いはありますが、目指すところ、その思いは同じであり、お互いに力を尽くし、町政発展のため邁進をしまいたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、3点ほど御報告をさせていただきますと存じます。

1点目は、町議会議員の辞職の件であります。

今臨時会開会の冒頭において議長から深く遺憾と不祥事の根絶について議長声明がございましたが、このたび本町議会議員の中から重大な汚職事件により逮捕・起訴されたことは、町民に対する信頼や期待を裏切るという行為で、まことに遺憾であり、残念なことであります。

黒柳広治氏は、平成22年4月30日付で議員辞職願とともに、幸田町に対し監査委員辞職願も提出をされ、同日付で許可いたしましたところでございます。この上は、一日も早く監査業務の正常・適正化を図るためにも、速やかに後任の推薦をお願いをするものであります。

町としましては、今回の事件を厳粛に受けとめ、多くの町民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしたことに對しましても、私からもおわびを申し上げたいと存じます。

2点目は、（仮称）相見駅の起工式の件であります。

いよいよ新駅及び自由通路設置の建設本体工事の着工に伴う起工式が6月5日土曜日午前10時から開催をされる運びとなりました。議会の皆様方の御理解と御尽力・御協力に感謝するとともに、起工式への出席をお願いをするものであります。

3点目は、庁舎等の公共施設における全面禁煙の件であります。

幸田町では、平成22年6月1日から町内小・中学校や中央公民館など、町が管理をする施設において全面禁煙を行うことに決定をいたしました。これは、健康増進と受動喫煙防止を徹底するためであります。これにより、喫煙スペースは全廃、また駐車場を含む敷地内を全面的に禁煙にいたします。愛煙家に厳しいものでありますが、全面禁煙への御理解と御協力ををお願いをいたします。

最後に、議員各位におかれましては、6月早々に定例議会を控えており、何かと御多用のことと存じますが、健康にはくれぐれも御留意をいただき、町政発展のため特段の御指導・御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 議員各位には何かと御多用の中、長時間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者におかれましては、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されるようお願いいたします。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

あす5月11日火曜日午前9時から議会運営委員会が開催されますので、委員会の方は御出席をお願いいたします。

開催通知につきましては、本日、事務局の棚に入っていますので、よろしく願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年5月10日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 丸 山 千代子

議 員 伊 藤 宗 次